



平成 29 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ファステップス
代表者名 代表取締役社長 高橋 秀行
(コード番号 2338 東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経
T E L 03-5360-8998 (代表)

陽光ネットワーク有限公司と当社子会社における仮想通貨事業に係る 業務提携覚書締結に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社ビットワン（以下「ビットワン」という。）は、平成 29 年 10 月 2 日開催の取締役会において、香港法人である陽光ネットワーク有限公司（以下「サンシャインネットワーク」という。）との間に業務提携に向けた覚書（以下「本覚書」という。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本覚書締結の理由

当社及びビットワンにおいて、新たに仮想通貨の取引所開設を行い仮想通貨の取引所運営事業を開始する旨及び仮想通貨の採掘（マイニング）の技術検証を行う旨（以下両者を合わせて「仮想通貨事業」という。）、平成 29 年 7 月 18 日付「子会社における新たな事業開始および商号変更に関するお知らせ」及び平成 29 年 8 月 30 日付「子会社ビットワンにおける採掘（マイニング）技術検証に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたが、当社グループは、仮想通貨事業を開始するにあたり、特に海外、それもアジア地域での事業展開が重要な意義を持つものと考えております。アジア地域といえ、一番大きな市場は中国本土となりますが、中国本土においては、現在のところ政策上、仮想通貨に関する規制が強化され、その取引量が激減している状況でございます。しかしながら、香港においては、中国本土とは異なる政策が採られており、当社グループが仮想通貨事業を香港で展開するにあたっては、大きな障害とはなりません。

そのためビットワンでは、香港において 60 万人の登録会員数を有し、Web サイト (<https://www.msystem.com.hk/>) を展開しているサンシャインネットワークと、中国本土の今後の動向も鑑みつつ、まずは香港において仮想通貨事業に関する協業機会を協議・検討することを目的として、本覚書を締結いたしました。今後の両社のかかる協議・検討結果により、業務提携内容を順次具体化し、平成 29 年 10 月末日頃までには正式な業務提携契約を締結する予定となっております。

2. 本覚書の内容

本覚書は、香港において、サンシャインネットワークとビットワンが仮想通貨事業に関する協業機会を協議・検討し、業務提携内容を順次具体化していくためのものであり、同地域における顧客獲得や市場開拓、マーケティング等に関する事項がその主な内容となっております。

3. 本覚書締結先の概要

- ① 商号 陽光ネットワーク有限公司
- ② 代表者 楊智亮
- ③ 所在地 FLAT A, 25/F, BLOCK 3, GOLDEN DRAGON INDUSTRIAL CENTRE,

182-190 TAI LIN PAI ROAD, KWAI FONG KOWLOON

- ④ 設立 2004年8月
- ⑤ 資本金 10,200HKD
- ⑥ 当社との関係
 - 資本関係 該当事項はありません。
 - 人的関係 該当事項はありません。
 - 取引関係 該当事項はありません。
 - 関連当事者への該当状況 該当事項はありません。

4. 日程

平成29年10月2日 取締役会決議日
平成29年10月2日 本覚書締結日
平成29年10月末日頃 取締役会決議日
平成29年10月末日頃 業務提携契約締結

5. 今後の見通し

当社の平成30年2月期の連結業績に与える影響はございません。

以 上